

松本都市計画 小屋地区 地区計画

平成 5年 6月24日決定 松本市告示第 204号


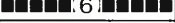
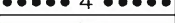
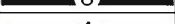

平成 18年 8月25日変更 松本市告示第 466号

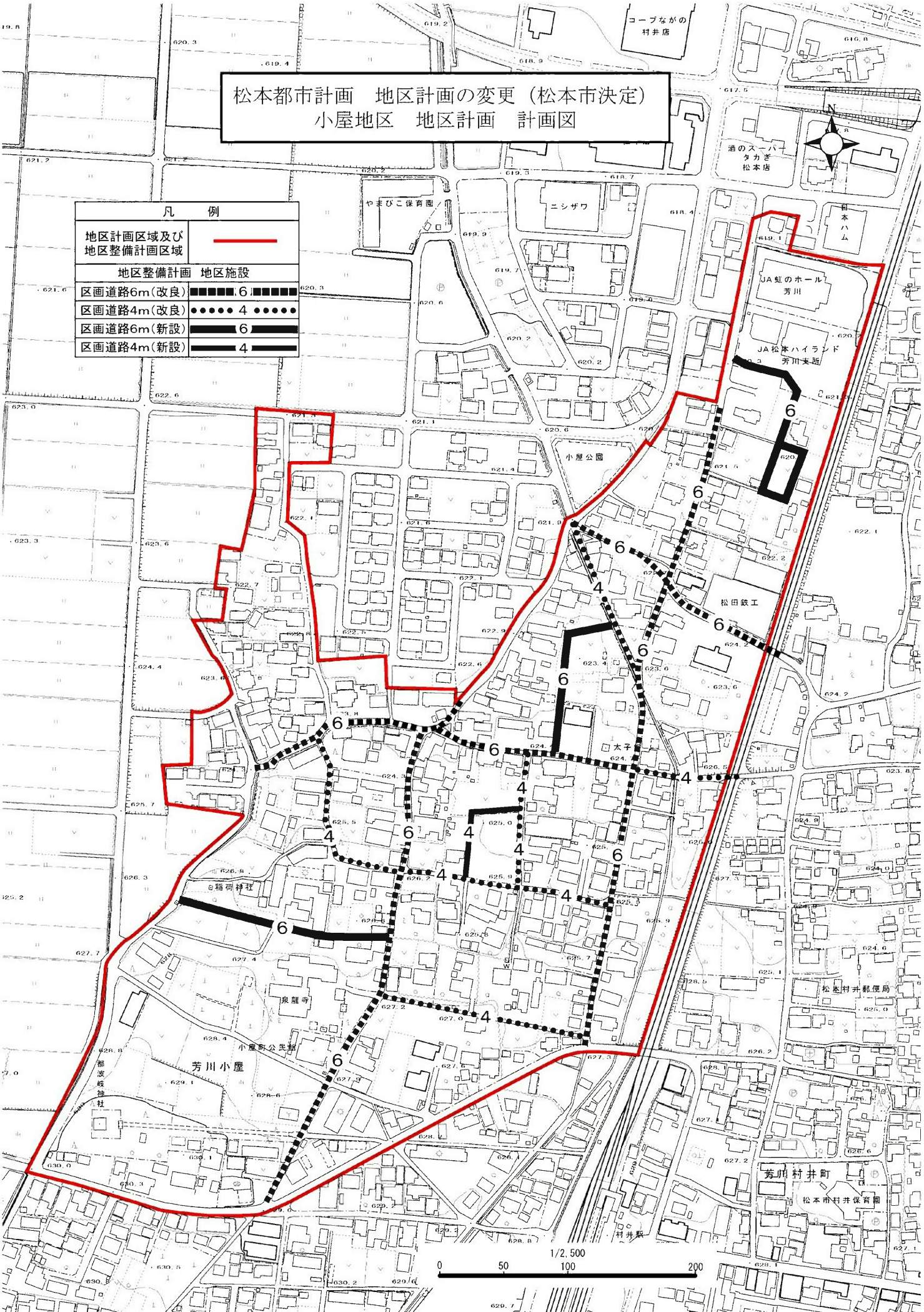
区域の整備・開発及び保全の方針	名 称	小屋地区 地区計画
	位 置	松本市大字芳川小屋及び芳川村井町の各一部
	面 積	約 21.5ha
	地区計画の目標	本地区は、松本市の中心部から南に約6km、JR篠ノ井線村井駅の北側に隣接し、古くからの農村集落であったため、地区内の道路等が未整備となっている。今後、市街化が予想されるが、将来の道路の配置及び規模等を定め不良な街区の形成を防止し、宅地開発等の計画的誘導とともに良好な市街地の形成を図るよう誘導する。
	土地利用の方針	主要区画道路の拡幅整備や区画道路の新設を行い、現に形成されている良好な住環境を損なうことなく、ゆとりと潤いのある安全な住宅地としての土地利用を図るよう誘導する。
	地区施設等の整備方針	地区内にある市道を拡幅整備するよう誘導するとともに、新たに地区施設として区画道路を設けて生活道路とする。
建築物等の整備方針	主として一戸建住宅地としての良好な住環境を保全するため、建築物の用途の制限及び建築物の高さの最高限度を定めるとともに災害時の安全性を確保するため、地区施設の配置及び規模、壁面の位置の制限を定める。	

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区施設の配置及び規模	区画道路を次のように定める				
			道路	名称	幅員	延長	備考
				区画道路	6 m	約 1,262m	内新設道路 約 641m
				区画道路	4 m	約 838m	内新設道路 約 86m
		合計		約 2,100m	内新設道路 約 727m		
建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ホテル、旅館 2 ボーリング場、スケート場、水泳場 3 ゴルフ練習場、バッティングセンター 4 ワンルームマンション及び共同住宅で1住戸の延床面積が29㎡以下の建築物 5 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場 6 カラオケボックス、ゲームセンターその他これらに類する遊技施設 7 畜舎 8 危険物（石油類を除く。）の貯蔵及び処理施設 						
壁面の位置の制限	<p>建築物（床面積の合計が10㎡以内の建築物及び床面積の合計が30㎡以内の壁面を有しない建築物を除く。）の外壁（出窓及び戸袋を除く。）又はこれに代わる柱の面から、道路境界線までの距離は1.0m以上、その他隣地境界線までの距離は1.0m以上とする。なお、既設区画道路の道路境界線とは、現況の道路中心線から地区施設の配置及び規模（区画道路）でそれぞれ定めた区画道路幅員の2分の1の距離を測定した位置とする。</p>						
建築物等の高さの最高限度	12 m						

「区域は、計画図表示のとおり」

松本都市計画 地区計画の変更 (松本市決定)
 小屋地区 地区計画 計画図

凡 例	
地区計画区域及び 地区整備計画区域	
地区整備計画 地区施設	
区画道路6m(改良)	 6
区画道路4m(改良)	 4
区画道路6m(新設)	 6
区画道路4m(新設)	 4



1/2,500
 0 50 100 200